療育手帳

◇制度の概要

療育手帳は、知的な障がいや発達の遅れのある方のために、一貫した相談を行い、ご本人や家族がさまざまな福祉サービスを受けやすくするために岩手県が交付している手帳です。

障がいの程度により、[A] (重度)、[B] (中・軽度) に区分されます。

◇申請できる人

岩手県福祉総合相談センターで知的障がいがあると判定された人です。

北上市内で行われる巡回相談(要予約)で判定を受けることもできます。(日時については、市障がい福祉課にお尋ねください)

◇申請の手続き

- ・療育手帳交付申請書(申請書は、市障がい福祉課窓口にあります。)
- ・写真1枚(縦4cm×横3cm)
- ・個人番号がわかるもの

を準備し、市障がい福祉課に申請してください。

※写真は、上半身正面を向き、脱帽しているものに限ります。一般のカメラで撮影したものでも 構いませんが、必ず写真用のインクジェット用紙で印刷してください。

◇交付

療育手帳は、1か月程度で交付になります。

療育手帳ができ次第、申請者へ通知しますので、市障がい福祉課窓口に受け取りに来てください。

◇その他

手帳には再判定の時期がありますので、年齢に応じて2年から10年に一度再判定(更新)の手続きが必要になります。

手帳の「次回判定年月」欄に記載されている時期までに、岩手県福祉総合相談センターに予約をして、再判定を受けてください。

◇次のような場合、手続きが必要です。

- (1) 住所や氏名の変更があったとき
- (2) 手帳の紛失、壊れたり、汚れた場合または、写真更新が必要なとき(写真持参)
- (3) 記載欄に余白がなくなったとき(写真持参)
- (4) 療育手帳が不用になったとき
- 紛失以外は手帳をお持ちください。